

第24回盛岡地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年1月30日(水)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室(5階)

3 出席者

(委員) 貝原信之, 小島直久, 中島真一郎, 中谷はるみ, 長谷川誠, 藤本幸二,
前田則夫, 吉江暢洋, 吉田勝弘(五十音順, 敬称略)

(ゲストスピーカー) 及川ゆかり

(説明者) 今野事務局長, 高橋民事首席書記官, 小野刑事首席書記官, 長沼事務
局次長, 赤間民事訟廷管理官

(庶務) 今井総務課長, 田母神総務課課長補佐, 一郷総務課庶務係長

4 議事等

- (1) 配偶者暴力に関する保護命令の制度及び同事件の動向についての説明
- (2) DVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして」視聴
- (3) ゲストスピーカーによる「岩手県福祉総合相談センター」における配偶者暴力相談支援の状況等についての説明
- (4) 地方裁判所における保護命令手続の流れについての説明
- (5) 意見交換(= 委員, = 説明者等)

保護命令事件において, 実際に保護命令が発令されるのはどれくらいの割合か。

平成24年中に盛岡地裁本庁に申立てのあった49件のうち, 申立てが却下された事件が1件, 申立てが取り下げられた事件が2件で, それ以外の事件はすべて保護命令が発令されている。

今の説明によれば, かなりの割合で保護命令が発令されているということになるが, 全国的にも同様の傾向となっているのか。

正確な数値は分からないが、全国的にも同じような傾向と思われる。

保護命令の手続の中で申立人の秘匿情報が相手方に伝わってしまうようなことはないと思うが、例えば、それに関連して、後日、離婚事件や刑事事件になった場合に、保護命令が発令されていたことが忘れ去られてしまって、被害者の住所などが明るみに出るようなことはないのか。また、裁判所全体として、保護命令の有無についての情報が伝達されるような仕組みになっているのか。

例えば、家庭裁判所に調停の申立てがあったような場合には、家庭裁判所において保護命令の申立てをしている事実がないか確認した上で、遺漏がないように対応していると認識している。

男性から女性に対する暴力だけではなく、女性から男性に対する暴力もあるのではないかと。男性からの申立ての比率はどれくらいあるのか。

ドメスティックバイオレンスは配偶者からの暴力を意味するので、女性から男性に対する暴力も想定されており、そういった事件もあるということは聞いたことがある。

DV被害を受けて相談センターに来る方のうち、保護命令の知識のある方は半分くらいという印象である。自分で色々調べてから相談に来る方がいる一方で、センターや警察に相談した時に初めて保護命令という手続があることを知り、そこで教示を受けたままに申立てをし、保護命令が発令されたが、その後、取り下げてしまうという方もいる。

保護命令の申立てに際し、裁判所の手続ということでちゅうちょしてしまう方もいる。また、夫のことが余りにも怖くて、保護命令の申立てによって夫を刺激することを恐れ、そのまま遠くに行きたいと希望する方もいる。

一度保護命令手続を利用した方のうち、再びセンターに相談に来るのは、6か月経過後に再度保護命令の申立てを希望する方くらいであり、センターが継続して支援するということは余りない。その後の支援は、主に移転先の

市町村の役割となっている。

岩手県の保護命令事件が多い理由について、相談態勢が充実しているのも理由の一つではないかという説明があったが、警察でも、相談の際に、使える制度は使うようにと、保護命令の申立てを勧めているようである。

警察では、DV被害の事件については、被害届の提出のほかに、保護命令の申立ても行うように勧めている。なお、保護命令に違反したという事例は余り聞いたことがない。

私は、保護命令事件に関して、申立人側の相談を受けることもあれば、相手方側の相談を受けることもあるが、夫である相手方のほうは、保護命令について全く納得しておらず、裁判所は一方的に妻の申立てだけで判断し、自分の考えや主張などは全く聴いてもらえないという感想を持っている方がほとんどである。実際に暴力があるような事案では、私からも、どんな理由があっても暴力はいけないと説明し、何とか納得してもらっているが、中には本当に暴力があったかどうか分からない事案もあり、そういう場合には、裁判所としては身体に対する危険性があれば保護の必要性から保護命令を発令しているのだと説明し、納得してもらえるよう努めている。裁判所が相手方にしている説明内容を把握しているわけではないが、保護命令を発令するには、もう少し裁判所のほうでも説明を行い、相手方の納得を得られるようにしてもいいのではないか。

保護命令という制度がきちんとあって、それによって被害者の身体や生命を保護することになっているのだから、この制度をもっと周知していく必要があると感じた。

最近では、学生に向けてデートDVの話をするようになってきていると聞いている。学生にとって配偶者というのはまだ先の話かもしれないが、それでも「いけないものはいけないんだ」という意味から、学生にも保護命令についての話をするのもあり得ると感じた。制度周知について協力できることは協

力させていただきます。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成25年10月頃（地家裁合同開催）
- (2) テーマ 裁判所における研修制度（予定）